

憲法が示す国民の責任とは

憲法学者 木村草太

【さむらい・そつた】1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業。同助手を経て、首都大学東京都市教養学部法学系教授。専攻は憲法学。近著に、『テレビが伝えない憲法の話』（PHP新書）、『憲法の条件 戦後70年から考える』（大澤真幸共著 NHK出版新書）、『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』（晶文社）など。

気鋭の憲法学者として、メディアや講演会などで活躍する
木村草太さんに、憲法を学び、活かすことの大切さをお聞きしました。

憲法を学ぶ意味

編集部 私たち日本国民が今、憲法を知り、学ぶことの意味を、木村さんはどのようにお考えでしょうか。

木村 憲法を知ることには、2つの意味があります。まず、自分の自由を守るという意味です。国家権力は放っておくと、人権を侵害しやすい傾向を持っています。だから、憲法でしっかりと人権を保障する。それを守らないと、国家権力が人権を侵害しようとすることは経験的に知られています。

つまり、私たちの自由な生活の楽しさを感じること、その元として自由を支えているものは何なのかを知ること

が、憲法を学ぶひとつの意味です。

それとは別に、日本国民の一人として、国際社会に対する責任の自覚を持つという意味があります。日本は、国際社会において、それなりの影響力と責任を持った国家です。その国の意思決定に参加するということは、世界全体に責任を持たなければいけないということです。

編集部 国際社会との関係で重要なのは、憲法9条ですね。

木村 9条の理解には諸説ありますが、日本国憲法が武力行使に対して極めて抑制的な憲法であるのは確かです。9条の文言を無視して、日本が積



極的に武力行使した場合に国際社会に与える帰結を、私たちは十分に考えられるでしょうか。

そういう意味では、9条に関心を持つことは、国際社会に関心を持つということ。また、日本が国際社会に与える影響力について、重大な責任感を持たなくてはいいけないわけです。

例えば2003年のイラク戦争を日本政府は支持しましたが、結局、イラク戦争の根拠とされた大量破壊兵器はありませんでした。今、イラクやシリアがどうなっているかはご存知の通りです。日本は、アメリカやイギリスのように直接の空爆はやっていませんが、責任の一端はあるはずですが、それについての責任の意識は非常に乏しいですよ。

9条改憲で日本国民が問われているのは、政府が海外に軍隊を派遣しようとしたときに、その是非について適切な判断ができるか、それ以前に、関心が持てるかということです。関心が持てないのであれば、9条を変える資格は日本国民にはないと思います。当たり前ですが、外国に対して責任も関心

も持てない人たちに、外国へ軍隊を派遣する判断ができるわけがありません。

憲法が扱う問題の理解を

編集部 25条の生存権を学ぶことについてはどうでしょうか。

木村 生存権は、端的に正義のための制度です。日本は、基本的には自由主義経済、市場経済と呼ばれる国家体制を取っています。個人が財産を所有し、財産や労働あるいは自分がつくったサービスや物を、自由に交換する体制ですね。

これは大変優れた経済体制ですが、一方で、交換に参加できない人も必ず存在します。病気で働けない人や財産を持っていない人は、市場経済の中で衣食住といった財を確保できない。そういう欠点のある経済体制でもあります。

編集部 その中で、実際にいのちを失う人もいます。

木村 市場経済の中で生きていけない

人にまったく配慮しないとしたら、市場経済は、極めて正義に反した経済体制になってしまいます。そこで日本国憲法では、市場経済を取る代わりに、個人の生存権を保障して、国が最低限度の生活を保障する。生存権には健康という要素も入っていて、必要最小限度の医療を受けられる資格も付与する。その権利がなくなるとはいけないんだという考え方を取るわけです。

私たちの自由主義経済体制は、困っている人に配慮しなければ、不正義になってしまふ。生存権を学ぶことには、その不正義を防ぐためにこの権利があることを考えるという意味がありますね。

編集部 条文の背景にあることを知らないといけないと。

木村 憲法を学ぶには、入門書を読むことも大事ですが、憲法問題が生じている実際の場面を理解しなければいけないと思います。9条の解説だけを読んでもあまり意味がなくて、PKOの実態や紛争国の実態のルポルタージュ

を読むと、9条についてのイメージを持ちやすいですね。

例えば、私がおすすめているのは、ソマリヤという紛争地域について書かれた、高野秀行さんの『謎の独立国家ソマリランド』というルポルタージュです。ここには憲法がどのような話が出てきませんけれど、紛争地域の人たちが何を考えていて、そこではどんなことが求められ、また求められていないのかがよく分かります。

生存権の現場もそうです。25条についての専門的な判例を読むよりも、生活保障の実態のルポルタージュを読んでいたほうが、生存権とは何なのかがよく分かると思います。

編集部 現場を知ることですか。

木村 そうですね。そして、現場のルポルタージュを読むだけで終わってはもったいないので、それを法理論に引き付けるとどうなるのかを理解することも重要です。

編集部 医療の現場でも、生存権を守

ろうと無料低額診療事業にとりくんでいます。法、法の理論とつなげるような考え方も大事だと。

木村 そうですね。自分たちがやっていることが、人権の理念からも意味があるのを理解するのはいいことだと思います。

国を動かす責任は一人ひとりに

編集部 憲法を身近に感じられないという人は多いと思いますが。

木村 大事なものは、憲法と生活を安直に結びつけることです。よく聞かれますが、憲法は、やはり国家権力をコントロールするための法であって、身近に感じられないのは当たり前だと思います。

例えば、ある新聞が政府から弾圧を受けたとしても、みなさんの日常生活からはかけ離れた問題に見える。しかし、それに声を上げないこと自体が、不当な権力への加担だという意識は持

つべきだろうと思います。

編集部 そうやって、よりよい国のあり方に参加していくと。

木村 その責任が、一人ひとりにあるということですね。

編集部 自分たちの生活や社会をよりよくするために、憲法を活かせることはありますか。

木村 憲法が人権を保障するのは、一人ひとり多様な価値観があつていいし、それぞれの価値を尊重しようということです。だから、身の回りに活かせることは結構あると、私は思います。同性婚について、考えたことがある人もいるかもしれませんが、考えたことがない人もかなり多いですね。統計的には同性愛者のほうが圧倒的に多いので、同性愛者の権利や法的保護には無関心になりがちです。

でも、そのことで困っている人がいるのだとしたら、なぜ同性愛者カップルだけが婚姻サービスを受けられるのか

を考えてみたほうがいい。例えば、そういうことだと思えます。

自分には一見関係なさそうだけど、それでいいのかを考えるきっかけになるのも憲法なんです。

編集部 一人ひとりの多様性を、考えるきっかけになると。

木村 そうです。普通に生活していると気付きにくい権利や価値観があるはずで、それを考えるきっかけを与えてくれるのが憲法ということですね。

政治に参加しよう

編集部 それでは、憲法を活かして実際に社会を動かすには？

木村 よくあるのは、自分たちの要求を憲法に託して、裁判所の判決を勝ち取るうとする考え方です。でも、それは本筋ではない。自分たち一人ひとりが政治プレーヤーとして、責任感を持って政治に参加しなければいけないんだということが、憲法には書いてあるわけです。

自分たちの要求のために権力や行政を動員しようと考えたとき、裁判に訴えるのも一つの道ではありません。しかし、裁判で解決できる問題はとても限られています。

社会に問題があるなら、多くの人に訴えて理解をしてもらう、政治的に実現する必要があります。裁判所という権威に解決を委ねるのではなく、自分たちで政治を動かしていくんだという自覚を持つきっかけになるのも憲法だと思います。

編集部 安保関連法では様々な立場の人が声を上げましたが、私たちも社会に責任を持って、政治を動かすことに参加しないといけない。

木村 医療や福祉、生存権にかかわる人たちは今、社会の敵意について考える必要があると思います。生活保護へのパッシングを見ても分かるように、社会の感覚も政治も荒れています。だから、建前では反対できないけれど、本音ではやりたくない制度があつたときに、誰かを悪者にして、罵倒を投げ



憲法を意識するとは

かければ政治的な支持が集まりやすいという状況です。

こういう状況で、きちんとした政治的なアクションを起こさないのは、大きな罪だと思います。福祉に対する価値観をきちんと持った人たちは、つらくても矢面に立たなくてはならないでしょう。

編集部 一般の生活者はどうでしょ

うか。先ほど、憲法が身近に感じられないのは当たり前というお話がありました。

木村 私たちの自由な生活を守ってくれる基盤が憲法である。これは正しい理解ですけど、憲法を活かすためには、むしろ自分たちの生活実感からは離れた、しかし、ある人たちにとっては重大な人権侵害や、一見遠いように見えても、私たちが責任を持たなくてはいけない日本国の統治に、関心を持

たなくてはいけないということです。

もちろん、憲法と日常生活は、関係はしているんですよ。自分の好きな新聞を読めるとか、黙っていても虐殺されないというのは、明らかに憲法の効果です。

そうですね、憲法について考えるということは、水道管を考えるみたいなことです。

編集部 水道管ですか？

木村 はい(笑)。水道管は、日常生活に密接に関係していますけど、水道管について考えたことがある人はあまりいないと思います。憲法も同じです。蛇口をひねればきれいな水が出ることが私たちの生活を支えているのと同じように、まちを歩いていて何の理由もなく逮捕されないとか、拷問にかけられないのは、私たちには当たり前のことです。

でも、そういうことが平然とおこなわれる社会というのもありうるんですよ。そうならないように、憲法があって、国家権力を抑えている。生活と結

びつけるのであれば、そういう水準で私たちの本当の基盤、普段は意識できないような基盤になっているものを意識することが、憲法を意識することなんです。

編集部 他国にも責任を持ち、多様な価値観を認める社会のために、憲法を学び、活かすことの大切がよく分かりました。ありがとうございました。



サイン入り 木村草太さんの 著書をプレゼント

『集団的自衛権は
なぜ違憲なのか』
(晶文社)

3名様

本誌綴じ込みハガキにてご応募ください。